

令和8年度における認定準市内業者の登録申請を受け付けます

ページID：0002837

更新日：2026年3月3日更新

▶ ページ内目次

唐津市では、市内に支店・営業所などを設置する建設業者のうち、一定の条件を満たす業者を認定準市内業者として登録します。

認定準市内業者は、設計金額が一定額以上の建設工事の競争入札に参加できます。認定準市内業者の登録を受けるには唐津市に申請書を提出する必要があります。

認定準市内業者の条件

認定準市内業者の登録を受けるには、次の条件をすべて満たす必要があります。

1. 唐津市内に支店・営業所などを開設し、継続して10年以上経過していること
2. 唐津市に法人市民税を納付していること
3. 唐津市内の支店、営業所などの事務所に事務などを執り行える器具、固定電話、複写機、家具類、備品などを専用で備えていること
4. 常に連絡が取れる体制になっていること

ただし、不在転送電話になっている場合や単なる連絡員の配置による取り次ぎをしている場合は、常に連絡が取れる体制とは認めません。

認定準市内業者の入札参加対象工事

認定準市内業者が入札に参加できる建設工事は、次の表のとおりです。

[注]要綱を改正し、土木一式工事と建築一式工事の入札参加対象となる額を変更しています。この改正は、令和8年4月1日以降に公告を行う競争入札から適用します。

認定準市内業者が参加できる建設工事

工事の種別	設計金額
土木一式工事	1億3,000万円以上 (改正前 9,000万円以上)
建築一式工事	2億円以上 (改正前 1億6,000万円以上)
とび・土工・コンクリート工事	8,500万円以上
電気工事	7,000万円以上
管工事	7,000万円以上
水道施設工事	9,000万円以上

提出書類

- 準市内業者の入札参加資格要件認定に係る申請書 [Word／17KB]
- 従業員一覧表 [Excel／17KB]
- 唐津市の法人市民税納税証明書（直近1か年分、**額が記載されているもの**）
詳しくは「税務証明の交付請求」のページを確認してください。
- 唐津市内の事務所の開設時期が確認できる建物の登記簿などの写しまたは同等の書類

- 唐津市内の事務所の内部と外部の写真（内部の写真は事務所の備品などが確認できるもの）

申請方法

申請関係書類は、契約検査課の窓口で随時受け付けます。

認定準市内業者の登録は、審査に2週間程度の期間がかかります。受付後、すぐに登録とはなりませんので注意してください。

認定準市内業者の有効期間

認定準市内業者の有効期間は、令和9年3月31日までです。

取扱要綱

- [唐津市条件付一般競争入札における入札参加資格要件取扱要綱](#) [PDF／58KB].
- [第1号様式](#) [PDF／36KB].
- [第2号様式](#) [PDF／26KB].

このページに関するお問い合わせ先

総務部 契約検査課 工事契約係

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

Tel：0955-72-9240

[メールでのお問い合わせはこちら](#)